

# 犯罪被害者等支援

## メニューリスト

(令和8年度版)

平 生 町

# 目 次

## 平生町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	国民健康保険・後期高齢者医療制度 .....	1
3	国民年金.....	1
4	住居・生活.....	2
5	子育て.....	3
6	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	4
7	障 害.....	4
8	介 護.....	4

# 平生町の支援メニュー・対応窓口

## 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務課 地域安全班 (町役場2階) TEL 0820-56-7111
--	--

## 2 国民健康保険・後期高齢者医療制度

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115
(3) 国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料の減免	国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料の納付が困難となった場合に、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【国民健康保険税】 税務課 町民税班 (町役場1階) TEL 0820-56-7114 【後期高齢者医療制度】 健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115

## 3 国民年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた一定の条件を満たす配偶者や子どもがいるときに、年金事務所の紹介などを行います。	健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【障害基礎年金】	20歳前または国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、相談に応じます。	健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115
(2) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	健康保険課 保険年金班 (町役場1階) TEL 0820-56-7115

## 4 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務におけるDV等支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	町民福祉課 戸籍班 (町役場1階) TEL 0820-56-7113
(2) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなどの相談を受け、専門の相談員につなぎ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	町民福祉課 地域福祉班 (町役場1階) TEL 0820-56-7113 東部社会福祉事務所 TEL 0820-22-3777
(3) 生活保護	生活困窮などの相談を受け、福祉事務所と連携支援を行います。福祉事務所は生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を支援します。	町民福祉課 地域福祉班 (町役場1階) TEL 0820-56-7113 東部社会福祉事務所 TEL 0820-22-3777

## 5 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談や児童虐待に関する相談に応じます。	こども家庭センター (保健センター) T E L 0820-25-1884
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の父、母又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	町民福祉課 こども班 (保健センター) T E L 0820-25-1884
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	町民福祉課 こども班 (保健センター) T E L 0820-25-1884
【保育】 一時保育 (一時預かり)	家庭で養育されている児童の保育を緊急・一時的に行います。	町民福祉課 こども班 (保健センター) T E L 0820-25-1884
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の父又は母及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。(本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	町民福祉課 こども班 (保健センター) T E L 0820-25-1884
(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	町民福祉課 こども班 (保健センター) T E L 0820-25-1884 柳井健康福祉センター T E L 0820-22-3777
(4) ファミリー・サポート・センター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	やないファミリー・サポート・センター(柳井市総合福祉センター) T E L 0820-23-0668

## 6 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康保険課 保健班 (保健センター) T E L 0820-56-7141
(2) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	町民福祉課 地域福祉班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7113
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	地域振興課 まちづくり班 (町役場 2 階) T E L 0820-56-7120
(4) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	健康保険課 介護保険班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7115

## 7 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	町民福祉課 地域福祉班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7113
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	町民福祉課 地域福祉班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7113

## 8 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	健康保険課 介護保険班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7115
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	健康保険課 介護保険班 (町役場 1 階) T E L 0820-56-7115